

平成30年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成30年3月16日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	6番	西尾 幸太郎	11番	石田 茂春
2番	村上 謙武	7番	池田 賢治	12番	高宮 陽一
3番	菊地 政文	8番	安部 大助	13番	米澤 壽重
4番	石橋 雄一	9番	前田 芳樹	14番	遠藤 義光
5番	村上 三三郎	10番	平田 文夫	16番	福田 晃

1. 欠席議員

15番 池田 信博

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	定住対策課長	鳥井 登
副町長	大庭 孝久	農林水産課長	佐々木 千明
教育長	村尾 秀信	上下水道課長	田中 秀喜
総務課長	八幡 哲	建設課長	山崎 龍一
会計管理者	池田 賢一	大規模事業課長	河北 尚夫
企画財政課長	渡部 誠	総務学校教育課長	池田 茂良
税務課長	藤木 正英	生涯学習課長	中林 眞
町民課長	名越 玲子	布施支所長	竹本 久
福祉課長	長田 栄	五箇支所長	金坂 賢一
保健課長	平田 芳春	都万支所長	佐々木 義直
環境課長	藤川 芳人	企画財政課長補佐	石田 寛弥
観光課長	吉田 隆	総務課長補佐	野津 千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津 浩一 事務局長補佐 中村 恵美子

議事の経過

**○議長（石田茂春）**

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時30分）

**日 程 第 1. 委 員 長 報 告**

「委員長報告」を行います。

各常任委員会及び予算特別委員会の審査に付託した町長提出議案の議第12号から議第33号までの22件及び議第37号から議第58号までの22件、計44件及び継続審査となっている各常任委員会、特別委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長：12番 高宮 陽一議員

**○12番（高宮陽一）**

それでは、総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の2月19日、20日、会期中の3月14日、15日の4日間開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について、審査の経過並びに結果について報告をいたします。

付託案件は、議第12号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」を含め、14件の条例改正であります。特に指摘事項もなく全て全会一致で「可決すべし」といたしました。ただ一点だけ申し上げておきたいと思っております。

議第22号「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてであります。今回の条例改正は、国民健康保険法の改正により、従来、市町村が個別に運営してきた国民健康保険事業を、本年4月1日から島根県が加わり運営することになったため、条例の一部を改正するもので、県が運営の主体となることで、安定的な財政運営や効率的な国保事業を

担うものであります。

制度改正後は、県が決定した国保事業費納付金を各市町村が県に納付し、給付に必要な医療費等は全額、県が市町村に交付、市町村は関係医療機関に支払うこととなります。

保険税は、県が標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険税率を算定・公表することになっております。

各市町村では、標準保険税率を参考に保険税を決定し、賦課・徴収を行いますが、国保加入者と町との関係は従来と何ら変わることはありません。

しかしながら、本年2月、島根県は平成30年度の各市町村の一人当たりの年間保険料の目安を公表いたしました。

これは、市町村の負担を加味せずに計算しており、本町では、平成28年度の決算ベースで10万6,955円、平成30年度は9万5,804円となり、市町村が今後、確定する実際の保険料とは異なるとしながらも、あたかも保険料が安くなるような報道があったところであります。

本町では、約3,550名の国保加入者おられますが、人口減少や高齢化の進展、医療費の推移等により、財源となる保険料の目安の推定が困難であり、当面は現行の保険料率とすることであり、委員会として理解したところであります。

このように、一本化されても国保加入者にとって何ら変わることはありませんが、新聞報道等により混乱も想定されますので、親切丁寧な説明をして理解を求めよう指摘をしたところであります。以上、一点だけ報告を申し上げます。

なお、所管の調査事項は議会閉会中も継続して調査研究をまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

## ○議長（石田茂春）

次に、産業建設常任委員長：9番 前田 芳樹議員

## ○9番（前田芳樹）

産業建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会は、議会閉会中の2月27日、28日と、会期中の3月14日、15日の計4日間開催をいたしました。

別紙のとおり、付託された議案につきましては全会一致で「可決すべし」といたしました。

付託案件の審査経過の中で、意見・指摘事項などが多かった主なものについて報告をいたします。

まず、議第29号「隠岐の島町木質バイオマス利用推進センター設置及び管理条例」の制定

についてです。森林整備に伴って発生する間伐材、林地残材、製材端材を有効活用し、地域産業の振興を図るために整備した施設を新たな条例を制定して管理運営するというものであります。

平成30年度からテスト稼働を開始して、5年間は町の直営方式で行い、施設運営は「島の木協同出荷体」へ外部委託をすとしております。3年から5年後には製造販売量700トンへ到達をさせて直営方式を脱し、その後製造量1,200トンにまで伸長させる計画であるといひます。

委員からは、これではペレット消費量の部分が見えていないので早めに計画を報告すること、もっと一般家庭向けのペレットストーブの宣伝もするべきだ等の指摘もありまして、担当課からは、再度シンポジウムを開催する。広報で特集号を発行したいとの返答でありました。委員会としては、今後、ペレットストーブのPRに努めて住民への説明を尽くすよう、指摘をいたしました。

次に、議第37号「工事請負変更契約について〔隠岐の島町畜産センター建築工事〕」についてです。

競り場棟の屋上へ昇る屋外階段の手摺り一式を付け替え改修する増額変更と、工期を平成30年5月31日まで2か月間延長したいとするものであります。委員からは、「屋上には何も施設はなく、屋上に上る必要性もないだろうから、これほど多額な費用をかけて改修する必要はない。階段は必要ないのではないか。」との指摘がありました。担当課からは、「屋上からの眺望は大変すばらしく、全国から仲買人が多数来るので魅力ある施設に整備して“もてなし”をしたい。仲買人の増加で競りの活況につながるはずだと考える。」との説明でありました。委員会としては、屋外の階段付け替えの必要性は理解をし、また、工期の延長についても降雪の影響や航空機の離発着時の安全対策としてクレーン車などの稼働制限を余儀なくされた不測の事態もあり理解をしたところでございます。

次に、議第38号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎敷地造成（その1）工事〕」についてです。

敷地造成工事は、1月から2月の降雪の影響で盛土材の含水比が高過ぎて施工中断をしていました。このために工期3月28日を6月29日まで3か月間の延長を求める変更であるとしています。委員からの「梅雨に入ることになるが、次の工事への影響はどうなるのか。」との指摘に対し、「盛土工の工期はそもそも1.8倍の日数を取ってあったので次の工事への影響はない。本体建築工事の入札を8月に実施して9月の定例会で承認議決を求めて契約に

進むこととなる。」との返答でありました。

委員会としては、今回の工期延長は降雪に影響されての必要な措置であると理解できるが、全体の工期に影響が出ないようにするべきだと指摘をしたところでございます。

次に、議第 43 号の隠岐の島町が保有する株式会社あいらんどへの貸付金の放棄についてです。

平成 30 年 3 月 31 日をもって株式会社あいらんどを町の方針で解散することを決定していることと、現在の経営状況では債務者が弁済能力が全く無いことから、隠岐の島町が株式会社あいらんどに対して保有している貸付金 2,900 万円は回収不能と判断して債権を放棄するというものであります。

委員会としては、株式会社あいらんど自体には弁済原資も無く、今回の権利放棄は止む無しとせざるを得ないが、5 人の連帯保証人は無資力とは言えないのではないか、債務者が返済不能になれば連帯保証人に同等の弁済責任が及ぶ筈ではないか、連帯保証人に対しては債権の放棄の前に債務の弁済請求をするべきではないか、と指摘をいたしました。隠岐の島町は、本人及び遺族から免責嘆願の「上申書」を受領し、預金通帳の写しを提出させて預金残高の確認と資産調査をした結果、5 人は返済不可能と判断をし、尚且つ町の方針で株式会社あいらんどを解散するので連帯保証人に債務の弁済を求めることは道義的にも困難であると判断したという返答でありました。

次に、所管の調査事項についてですが、八尾川橋下部工修繕と愛の橋の架け替えについてです。

港町と西町地区にとっては重要路線であるこの二橋の修繕と改修については、長らく懸案となって来てこれまでも早い対応を促していたが、再度、施工見込みを問い質したところでございます。

八尾川橋の橋脚修繕は、平成 30 年度に施工を開始して年度末までには通行止めをせずに施工完了をすることでありました。愛の橋の架け替えは、この 3 月 15 日から全面通行止めとなっておりますが、「人だけでも通行できるような対策はとれないものか。」との委員からの指摘に対し、「今後、安全確保のための簡易な保護措置で通行できないか検討をする。」との返答でございました。工事については平成 30 年 4 月には詳細設計の発注をし、平成 31 年度に施工開始、平成 33 年度には施工完了となる見込みであるとの説明でありました。

委員会としては、この二橋は早く対応措置を取ること、愛の橋は架け替えが当初からの構想であったことを踏まえて、国、県との交渉に臨み、且つ地元の自治会へよく状況説明をし

ながら工事を進めるよう指摘をいたしました。

以上、報告といたします。

なお、所管の調査事項については引き続き調査研究を行ってまいります。

## ○議長（石田茂春）

次に、予算特別委員長：14番 遠藤 義光議員

## ○14番（遠藤 義光）

予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会は、今定例会会期中の3月5日、6日、9日、12日、13日の5日間、予算特別委員会を開催し付託になった平成30年度当初予算案について所管の課長及び関係職員の出席を求め審査いたしました。

審査の結果、付託になった予算案件13件については、別紙のとおりいずれも全会一致で「可決すべし」いたしました。

審査の経緯及び審査過程で出された主な意見、指摘事項等について報告をいたします。

総務費の「各支所、出張所一般管理事務」において、一般修繕費については新年度から予算化することについては評価するものの、各地域で取り扱いに格差が生じないよう一定のルールなり基準を設けるべきであります。

総務費の「各支所地域振興事業」においては、地域おこし協力隊活動費は予算財源措置する400万円を最大限活用し、各地域振興事業に大きな事業効果が発揮できるよう努力すべきであります。

労働費の「産業人材育成事業」について、新規学卒者の地元就職及び、若年者の町内就職を促進する補助金ではありますが、企業に補助しても労働者本人に還元されなかった事例もあります。賃金の底上げなど労働条件改善に役立て、雇用の拡充に結びつくような施策になるよう検討すべきであります。

教育費の「文化芸術振興事業」についてであります、今年は1868年明治維新から150年になります。隠岐騒動、この隠岐維新とも言われる150年の節目にあたる隠岐の新しい歴史の出発点ともいえる年でもあります。中沼了三先生の顕彰など、記念行事を開催するとともに、町が主体的に今後どう取り組み、内外に広く発信し、観光振興につなげるべきとの意見もあり、今後どう位置付けるか検討すべきであります。

衛生費「離島医療対策事業 医師招へい事業費」につきましては、診療所勤務の医師が平成30年度末で1名、平成31年度でさらに1名が退職となっております。診療所医師は「かか

りつけ医」として、地域医療、保健事業に重要な役割を担っております。島根県の医療政策課だけに頼るのではなく、町独自の体制を強化し、情報発信、情報収集をするなど医師招へいに向けてしっかりと取り組むべきであります。

農林水産業費の「木質ペレット製造設備整備事業」についてであります。損益分岐点は年間700トンの製造と試算している。当面の5年間はホテルや図書館、学校など公共施設での利用を進めながら、やがては民間施設や各家庭などにも普及を拡大していく計画である。最終目標は1200トンの生産を目指すものである。採算ベースに乗るまでは町直営で運営し、利益が見込めるようになれば指定管理に移行する計画であります。早期に安定的な経営体制が確立できるよう努力すべきであります。

民生費の「社会福祉事業」であります。

社会福祉協議会職員人件費8名分の給与手当等が主なものであります。地域住民から社会福祉協議会の仕事が見えていないとの声が多くあります。もっと積極的に地域に出向いて地域の課題等を発見し、地域福祉活動に取り組む努力を促すように指摘をいたしました。

総務費の「生活バス路線対策事業」についてであります。

地域公共交通は、通学、通院、買い物等、地域住民にとっては欠かせない交通手段であります。一方では高齢者のタクシー利用の助成なども始めることとなりますが、今後の方向性を明確にし、課題解決に早急に取り組むよう努力すべきであります。

最後に、教育費の「ジオパーク中核・拠点施設整備事業」についてであります。整備事業費9億5,900万円の予算が計上され、説明資料には具体的内容の記載もなく図面も位置図だけ示されております。委員からは「計画平面図はないか」との質問に、概算で予算化しており、起債手続きには概算でよいとの答弁がありました。町と国との関係はそれでよいかもしれないが、議会に示す資料とは言いがたい。どの様な施設になるのかなど平面図等、適切な資料がない予算計上は極めて議会軽視であると言わざるを得ません。今後このような事が無いよう猛省を求めます。

以上、予算の執行にあたっては各種要項に基づき適切に且つ最大限の効果を上げるよう、執行されるよう申し添えて委員長報告といたします。

## ○議長（石田茂春）

次に、使途不明金問題調査特別委員長：2番 村上 謙武議員

## ○2番（村上 謙 武）

使途不明金問題調査特別委員会委員長報告を行います。

本日は多くの方が傍聴に来ておられますので、委員長報告の前に当委員会に付与されております、「100条調査権」というものについて説明をいたしまして、地方議会の「100条委員会」について事前に知識を入れていただいて、報告を聞いていただければというふうに思っております。

「100条調査権の目的」ですが、警察の捜査と目的は異なるものでありまして、地方公共団体の事務で起こった不祥事等に対して、不祥事件が起こった原因及び、当該団体の組織や人事管理に問題がなかったか、不祥事件が起こった背景はどのようなものであったか、事務の執行が適正に行われていたか等について調査し、更にどうすれば不祥事件等が起こらないような体制を築くことができるのか調査することであり、つまり、不祥事の原因究明と不祥事再発を防止するための調査をすることを主な目的とするのが、この「100条調査」であります。当委員会もこのような「100条調査権」の主旨を尊重しながら、調査を行ってまいりました。それでは、委員長報告に入りたいと思います。

当調査特別委員会は、平成29年11月8日、町長より公表された本町役場職員の起こした不祥事であります使途不明金の着服問題に対して、議会として主体的に当該問題の原因究明に取り組み、使途不明金問題の全容を可能な限り明らかにすることが、町民の負託に応えることであるとの見解に立ち、関係者からの聴き取り調査を行うとともに、関係資料の調査と検証作業を重ねてきました。本日ここに使途不明金問題に関する調査の概要と、不祥事再発防止に向けた提言を報告するものであります。

調査・審議の概要について、まず「調査期間及び委員会の開催回数」ですが、調査機関は昨年の11月24日から今年の3月13日までの延べ111日間で、その間に22回の委員会を開催いたしました。

次に、「当委員会の調査事項」ですが、当委員会の使途不明金問題に関する調査で付託された調査事項は、次の4つであります。①隠岐の島町漁業集落に関する事項、②隠岐島後地域水産振興部会に関する事項、③隠岐の島町いわがき生産者会に関する事項、④不祥事の再発防止策についてであります。

続いて、「調査の視点」ですが、これは当委員会がどんな視点に立ち調査を行ったかということであります。まず、3年という長期間、なぜ交付金等の公金流用が発覚しなかったのか。そして、どのようにして約2,857万円余りとされる多額の公金を流用することが可能だったのか。さらに、上司をはじめ他の職員や団体関係者が長期間、どうして公金流用に気がつかなかったのか。このような、なぜ、どうしてという大きな疑問を持ちながら3団体の事業執行と



会計処理事務の実態について、担当課の課長はじめ他の職員や団体関係者から説明を求め、開示された関係資料を基に調査・審議を重ねてきました。

この度、当委員会が議会に提出した別紙「使途不明金問題調査特別委員会調査報告書」は、前担当職員が多額の使途不明金を着服したとされる不祥事が起きた、その主たる原因と背景についての調査結果と、当不祥事に対する町執行部の対応、そして不祥事再発防止策について調査結果をまとめたものであります。

次に、調査特別委員会の「調査報告書の主な調査項目」ですが、次の6項目についてまとめ、報告書を作成いたしました。1項目は3団体の事業内容と使途不明金問題の概要、これは役場農林水産課の説明内容をまとめた内容であります。2つ目は3団体の事業執行の実態における課題と問題点についてであります。3項目は使途不明金問題が発生した原因と背景について、4項目は町執行部の不祥事対応に関する疑問点と問題点について、5項目は不祥事再発防止に関する提言、6項目は使途不明金調査と不適正な会計決算及予算執行についてであります。また、「経過と資料」というかたちで添付しております。

次に、「調査結果の概要及び当委員会の見解」ですが、まず、隠岐の島町漁業集落に関する事項について報告をいたします。

これについては、離島漁業再生支援交付金事業の事業主体である隠岐の島町漁業集落の運営状況と会計監査の実態について、そして事務を統括する役場農林水産課の事務局体制について、主にこれらについて調査を行いました。

まず、事業主体である隠岐の島町漁業集落については、事業の実施にあたり国が定めた「交付金要綱」、「実施要領」、「実施要領の運用について」等の規定内容に沿わないと思われる事業への交付金使途が散見されました。

特に、一部の漁業集落では事業計画や具体的な予算案の作成が行われず、地区の漁業者の意見を反映したものとは言い難い事業や取り組みが見られました。一部の漁業者のみの意思決定により独断的と思われる形で事業が行われていた実態や、漁業集落代議員会の運営状況が旧態依然としており、交付金の有効活用につながる事業の実施が実現できにくい状況を生み出していた状況がうかがわれました。以上のことを踏まえ、漁業集落の代表に対しては、今回の不祥事を長期にわたり見過ごし、漁業集落の健全な運営維持に支障をきたしたという面では責任は重いと言えるところです。

次に、漁業集落の監査体制については、漁業集落の地区の代表者が監事を長年担当しその結果、不適正な会計処理と年度決算書が作成される状況を生み出すなど、ずさんな会計監査

が行われており、漁業集落規約の規定が実態に即していない不備な規約内容となっていたとはいえ、監事としての監査事業に対する責任感の欠如も非難されて然るべきであると言えると思います。

次に、事務を統括する役場農林水産課については、交付金の会計処理を前担当職員1人に全てを任せ、交付金の処理事務の状況を上司がほとんど把握していなかったなど、事務局の協働体制がほとんどできていなかったと言える状況でありました。

また、事務局の監査業務についても平成27年度、前担当職員が1人で監事の自宅に出向き監査を受けるなど、ずさんな会計監査を行っており、また平成28年度決算書については、農林水産課長自ら出納書類の不備を1人の監事に告げた上で監査を受け、監査報告書を作成するなど事務局の会計監査に対する対応は強く非難されて然るべきであります。詳細については、「調査報告書」をご覧ください。

次に、隠岐の島町漁業集落事業で発生をした「使途不明金に関する調査結果と当委員会の見解」について報告いたします。

公表された使途不明金の金額や、交付金流用の経緯に関して町が行った本人への聴き取りでは、前担当職員は当初、私的流用を否定していたが途中から着服を認め、一週間後の聴き取り調査においては「これ以上根拠となる資料が見つからないのであれば、全部、自分が私的流用したことにしてもらってかまわない」との発言があったと記録されております。また、当委員会の前担当職員に対する聴き取りの中で「証拠書類が無いことは私の責任でもあるので、使途不明金として認めた」と話していることから、着服したとされる使途不明金の中には本人の見覚えの無いものも含まれている可能性は十分あると言え、町執行部による丁寧な使途不明金の調査が十分行われたのか、当委員会としては疑義が生じたところであります。

使途不明金の使途については、今回第三者機関による調査、聴き取りが行われていない状況の中で、町執行部が平成29年11月8日に公表した内容を「是」とする証拠となる資料は確認できなかったこと、また、これ以上の調査は当委員会の調査権を超えてしまうことから結果的に見極めることはできませんでした。

また、調査の結果、不適正な会計決算と不明瞭な予算執行がなされていた事実の存在を確認することはできましたが、それら一連の事務処理を前担当職員が全て単独で行ったのか、または、関係者の指示や関与も存在していたかに関しては、前担当職員からの聴き取り内容に他の関係者の説明内容との食い違いや、記憶に曖昧なところがあり、当委員会はその真偽についての究明はできなかったことを報告いたします。

次に、「隠岐島後地域水産振興部会に関する事項」と「隠岐の島町いわがき生産者会に関する事項」に関する調査の結果と当委員会の見解についてであります。時間の関係で省略させていただきますので、詳細については「調査報告書」の方をご覧ください。

次に、「不祥事の再発防止策について」ですが、不祥事の再発防止策については、職員の意識改革や職場のガバナンスの確立をはじめ、3団体の規約の見直しや公平かつ開かれた組織運営、計画的で適正な事業の推進や適正な会計処理など調査の過程で浮かび上がった様々な問題点を基に、防止策をまとめてまいりました。しかし、組織や団体に自浄作用がなければ、いくら立派な不祥事再発防止策を策定したとしても、それらは十分に機能はせず、また、組織や団体のリーダーが社会正義を忘れ公正な判断ができなければ、同じく、再発防止策も十分機能しないと考えているところがございます。

したがって、不祥事再発防止策に関して最も重要なことは、事業に携わる関係者の一人ひとりが規則を守り、誠実に事業に取り組んで行くことが一番大切なことではないかと考えております。不祥事の再発防止策の具体的な内容については「調査報告書」をご覧ください。

最後に、「使途不明金問題調査特別委員会の総括」という視点で、ご報告をいたします。

今回の不祥事が起きた主な要因及び背景として、当委員会は改めて次の4つの要因、背景があったことを指摘いたします。

1つ目の要因、背景として、隠岐の島町の水産行政を担当し、且つ、漁業の振興を推進する立場にある、本庁農林水産課の無責任とも思われる事務局運営とずさんな事務事業の実態があったということ。2つ目の要因、背景として、会計処理業務として一番大事な会計監査の機能が働いてなかったということ、2つの団体では4年間監査が行われていなかった実態がありました。3つ目の要因、背景として、隠岐の島町漁業集落の旧態依然とした考えに基づく組織運営や交付金事業の取り組み、そして不明瞭な交付金の使用実態、そして不適正な出納処理と会計処理等ずさんな事業が行われていたということ。4つ目の要因、背景として、隠岐島後地域水産振興部会の責任感の欠如した組織運営と事業の実態があったことです。

これらの要因、背景がそのまま存在したという見解のもと、当委員会の意見として、この度の使途不明金着服問題については、これら4つの要因と背景が長期間にわたり複合的に存在する中で発生した問題であり、漁業集落の代表や役員、監事等の責任も重く、前担当職員が全ての責任をとる形で終らせてしまうような問題ではないということ、そして、もう一つ、町は多額の使途不明金が発生した漁業集落の事業全般にわたり、町の指導的立場において会計検査院で調査中の事項や農林水産課で調査中の事項についても、外部機関による調査の実

施も考慮すべきであること、この2つが当委員会の結論であることを報告し、使途不明金問題調査特別委員会の委員長報告を終りとします。併せて、これを以て、当委員会の調査が終了したことを報告いたします。

## ○議長（石田茂春）

以上で、「委員長報告」を終ります。

## 日 程 第 2. 特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいと申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員会副委員長の発言を許します。

竹島対策特別副委員長：1番 大江 寿議員

## ○1番（大江 寿）

竹島対策特別委員会の中間報告を行います。

特別委員会は12月会期中の12月8日、本定例会会期中の3月7日に委員会を開催いたしました。

その中で付託をされた調査事項について報告をいたします。

「竹島問題」を幅広く周知するために活用していた「いぐり凧」が、骨組みに不具合が生じたため、この度新たに作成し、来月8日の「いぐり凧祭り」など竹島啓発活動に活用していきたいと考えています。

次に、1月31日に行われました竹島要望活動についてであります。河野外務大臣をはじめとする政府関係機関及び地元選出国會議員等に、竹島領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について期成同盟会とともに要望活動を行いました。

次に、2月22日に松江市の島根県民会館にて「第13回竹島の日記念式典」が開催され特別委員全員出席しました。午前中には「竹島問題を語る国民交流会」が開催され、超党派国會議員、県議會議員を始め隠岐の島町久見地区住民も参加し有意義な意見交換会となりました。

た。中でも話題になったのが、国の啓発活動が遅すぎるという意見や去る1月に東京日比谷に設置された領土・主権展示館について、土日祝日休館、開館時間が短いことから本気度が感じられないなどの意見がありました。

午後からの記念式典には政府関係者からは山下雄平内閣府政務官が出席され、国会議員も19人が出席されました。後半の「竹島問題解決に向けた取組み」と題したシンポジウムでは、下條正男拓殖大学国際学部教授を始め4名のパネリストにより、討論をされました。「竹島で地域振興」「島根県における竹島学習の充実と成果」などがテーマでありましたが、県内の若年層で竹島への関心度が上がっているが、今後の取組みについての課題について意見が交わされました。特に今後の不安としては、昨年韓国の中学生から島根県内の中学校に間違っただけの歴史内容の手紙が送られてきたということで、日本の中学生が間違っただけの認識を持ってしまっているのではないかという懸念があるということと、全国での学習指導要領の趣旨に則った領土教育がこれからも可能かどうかということです。

これから一層充実させるために「領土問題は国家の主権と基本的人権が侵害されている問題」であるということをお知らせすることです。

今後、竹島対策特別委員会では引き続き、日本固有の領土竹島領有権の確立についての調査とともに国、島根県への陳情など議会閉会中も継続して調査研究してまいります。以上でございます。

### ○議長（石田茂春）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終ります。

### 日 程 第 3. 討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の議第12号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第33号「町道路線の認定、変更について」までの22件及び議第37号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町畜産センター建築工事〕」から諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの26件の計48件並びに本日の議事日程第1で行いました、各委員長、予算特別委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 「なし」の声を確認 )

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

#### 日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、議第12号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第33号「町道路線の認定、変更について」までの22件及び議第57号「隠岐の島町公共下水道施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の計23件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第12号から議第33号及び議第57号の計23件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第37号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島畜産センター建築工事〕」から議第43号「権利の放棄について」までの7件及び議第58号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町木質ペレット製造施設建築工事〕」の計8件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第37号から議第43号及び議第58号の計8件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第44号「平成30年度隠岐の島町一般会計予算」についてを採決します。

本案に対する特別委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第44号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 45 号「平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から議第 56 号「平成 30 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの 12 件を一括して採決します。

本案に対する特別委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 45 号から議第 56 号までの 12 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、諮問第 1 号から諮問第 4 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案を、お手元に配付しました意見のとおり「答申」することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、諮問第 1 号から諮問第 4 号はお手元に配付しました意見のとおり「答申」することに決定しました。

以上で、「採決」を終ります。

## 日 程 第 5. 議会改革特別委員会の設置について

「議会改革特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りします。

隠岐の島町議会委員会条例第 5 条の規定によりまして、議員定数及び議員報酬など議会改革に関する調査研究について、お手元に配付の 6 名の委員をもって構成する「議会改革特別委員会」を設置し、これに付託の上、調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 「なしの声」を確認 )

ご異議ありませんので、議会改革特別委員会を設置し、これに付託して調査研究することに決定いたしました。

【 議会改革特別委員会 (6 人) : 池田 賢治・前田 芳樹・安部 大助・高宮 陽一・遠藤 義光・福田 晃 】

正副委員長の選出につきましては、委員長に遠藤 義光副議長、副委員長に池田 賢治議員を選任し、委員会の運営にあたっていただきたいと思いますと考えておりますのでご理解ください。

## 日 程 第 6. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長及び特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成 30 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 14時26分 )

以 下 余 白